



選挙いろいろQ&A



番号	区分	質問	回答
1	選挙権	18歳になったら選挙権が持てるの？	国会議員の選挙については、満18歳以上の日本国民なら選挙権を持てますが、地方選挙については、さらに引き続き3か月以上その区域内に住んでいることが必要となります。なお、満18歳以上の日本国民であっても、選挙犯罪などにより刑に処されている人など、選挙権や被選挙権が停止されている場合があります。
2	選挙権	選挙権がある人は投票できるの？	選挙権のある人でも、市町村の選挙人名簿に登録されていなければ投票することはできません。この選挙人名簿の登録は、3月、6月、9月及び12月の年4回、それぞれ1日に行われ、各月の1日現在で引き続き3か月以上その市区町村の住民基本台帳に登録されている満18歳以上の日本国民が登録されます。その他に、各選挙の公示日(告示日)前日も同様の要件で登録されます。
3	選挙権	引っ越したときは、投票できるの？	投票は選挙人名簿に登録されていることが前提です。引っ越しをした場合は、転入届を提出した後3ヶ月以上住み続けることで転入先の市区町村の選挙人名簿に登録され、投票ができるようになります。それまでの間は、選挙の種類によって投票できる条件が異なります。 ○国政選挙の場合(衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙) 転出先が国内である限り、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、原則として那珂市で投票ができます。 ○茨城県知事選挙・茨城県議会議員一般選挙の場合 転出先が茨城県内の場合は、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、原則として那珂市で投票ができます。 なお、投票する際には、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「選挙管理委員会から引き続き住所を有することの確認」が必要となります。他の都道府県へ転出した場合は、投票ができません。 ○那珂市長選挙・那珂市議会議員一般選挙の場合 那珂市内の転居の場合は、引き続き選挙人名簿に登録されているので、投票ができます。他の市区町村へ転出した場合は、投票ができません。
4	期日前投票	投票日に投票できない場合はどうしたらいいの？	投票日に仕事や旅行、その他の用事の予定がある人は、選挙の告示(公示)日の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時まで、那珂市役所または瓜連支所で期日前投票ができます。(土曜日や日曜日でもできます。)
5	期日前投票	期日前投票はどのようにすればいいの？	期日前投票をするには、投票をする前に宣誓書の提出が必要です。宣誓書とは、住所・氏名・生年月日と投票日に投票所に行けない理由を記入し、記入したことが間違いのないことを宣誓するものです。宣誓書は、期日前投票所に備えてあるほか、入場券の裏面や、市選挙管理委員会ホームページでダウンロードして事前に記入することもできますのでご利用ください。
6	投票所入場券	投票所入場券ってどんなもの？	投票所入場券は、選挙人に対して選挙が行われることをお知らせすること、投票所で選挙人名簿との本人照合をスムーズに行うために送付しているもので、投票用紙の引き換え券ではありません。したがって、選挙人名簿に登録されていなければ、投票所入場券が届いていない場合やなくしてしまった場合でも投票はできますので、投票所で受付の係員にお申し出ください。 那珂市の場合、投票所入場券は、圧着葉書になっており、1通で世帯員4人までの入場券が印刷されています。(世帯5人以上の場合は、2通郵送されます。)本人部分を切り離して投票所にお持ちください。
7	投票所入場券	投票所入場券に書いてある投票所とは、別の投票所で投票できないの？	投票所では、選挙人名簿抄本と本人照合をしたあとに投票を行います。この選挙人名簿抄本は投票所の区域ごとに作られ、投票日当日の投票所には、その区域にかかる分だけを備えていますので、別の投票所で投票することはできません。 なお、期日前の投票の場合は、那珂市役所又は瓜連支所のいずれでも投票することができます。
8	不在者投票	病院に入院中の人は投票することができますの？	各都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所されている方は、その施設で不在者投票ができます。 詳しくは、選挙管理委員会又は入院・入所されている病院等の事務所でお尋ねください。
9	不在者投票	出張等で市外にいるけど、投票することはできるの？	仕事や旅行などで滞在している市区町村の選挙管理委員会が不在者投票ができますので、那珂市選挙管理委員会に投票用紙の請求を行ってください。請求の方法は、「宣誓書(不在者投票請求書)」をご記入の上、直接又は郵送で那珂市選挙管理委員会に提出していただきます。選挙人名簿による確認後、投票用紙等を滞在地の住所に郵送でお送りしますので、滞在先のお近くの市区町村の選挙管理委員会で投票してください。

10	不在者投票	<p>体が不自由なのですが、自宅で投票することはできませんか？</p>	<p>郵便等による不在者投票制度があります。身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のような障がいのあるかた(○印の該当者)又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」に該当するかたは、自宅などで投票用紙に自書し、郵便等により市の選挙管理委員会へ送付する方法で不在者投票をすることができます。 【身体障害者手帳の例】</p> <table border="1" data-bbox="555 217 1401 378"> <tr> <td data-bbox="555 217 778 275"></td> <td data-bbox="778 217 1209 275">障がいの種類</td> <td colspan="3" data-bbox="1209 217 1401 250">障がいの程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 250 778 275"></td> <td data-bbox="778 250 1209 275"></td> <td data-bbox="1209 250 1270 275">1級</td> <td data-bbox="1270 250 1331 275">2級</td> <td data-bbox="1331 250 1401 275">3級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 275 778 315">身体障害者手帳</td> <td data-bbox="778 275 1209 315">両下肢、体幹、移動機能の障がい</td> <td data-bbox="1209 275 1270 315">○</td> <td data-bbox="1270 275 1331 315">○</td> <td data-bbox="1331 275 1401 315">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 315 778 344"></td> <td data-bbox="778 315 1209 344">心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい</td> <td data-bbox="1209 315 1270 344">○</td> <td data-bbox="1270 315 1331 344">—</td> <td data-bbox="1331 315 1401 344">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 344 778 378"></td> <td data-bbox="778 344 1209 378">免疫、肝臓の障がい</td> <td data-bbox="1209 344 1270 378">○</td> <td data-bbox="1270 344 1331 378">○</td> <td data-bbox="1331 344 1401 378">○</td> </tr> </table> <p>この制度を利用するためには、あらかじめ市の選挙管理委員会に申請を行い、「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。 また、前述の郵便等による不在者投票をすることができるかたで、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた障がいのあるかた(身体障害者手帳の上肢、視覚の障害の程度が1級のかたなど)は、あらかじめ市の選挙管理委員会に届け出た者に、代理で投票用紙の記載をさせることができます。 郵便等による不在者投票制度の詳細については、市選挙管理委員会までお問い合わせください。</p>		障がいの種類	障がいの程度					1級	2級	3級	身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	—		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○		免疫、肝臓の障がい	○	○	○
	障がいの種類	障がいの程度																										
		1級	2級	3級																								
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	—																								
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○																								
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○																								
11	代理投票	<p>候補者の名前を自書できない選挙人はどうすればいいの？</p>	<p>身体が不自由な人など投票用紙に候補者の氏名等を自分で書くことができない場合は、代理投票制度があります。 代理投票は、投票管理者からあらかじめ定められた2人の選挙事務従事者が本人の代わりに投票するもので、本人から投票したい候補者の氏名や政党名を聞いて、1人の係員が投票用紙にその氏名等を記載し、もう1人の係員が、その記載内容に誤りがないかを確認するなど立会いをします。 よって、付添いの方や親族など本人以外のかたが、代理に投票することはできません。</p>																									

お問い合わせ先 那珂市選挙管理委員会 298-1111(内線514、515)